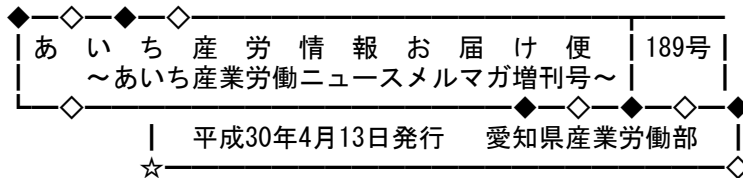


送信者: 愛知県産業労働部 <sanronews@pref.aichi.lg.jp>

宛先: kinyu@pref.aichi.lg.jp

日付: 2018年04月13日 金曜日 07:32PM

件名: (中野済)あいち産業労働ニュースメルマガ増刊号No.189(平成30年4月13日発行分)



通常版はコチラ

<http://www.pref.aichi.jp/sanro/news/top.htm>

産業労働に関するイベント等の情報をお知らせします。
各事業の詳細は、ホームページでご確認ください。

【目次】

★★公募・募集★★

★1 平成30年度「若年者就職相談窓口」を開設します

☆☆施策☆☆

☆2 平成30年1-3月期中小企業景況調査結果

☆3 平成29年(1~12月)工場立地動向調査

☆4 県内大学・短大生の就職内定率(2月末)は、対前年比1.1ポイント上昇の92.1%

☆☆お知らせ☆☆

☆5 対応は大丈夫ですか?「無期転換ルール」

~今月より無期転換申込権の発生が本格化~

☆6 「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です

★★公募・募集★★

★1 平成30年度「若年者就職相談窓口」を開設します

県では、就職に関する様々な悩みをお持ちの若者や、大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者等を対象に、「若年者就職相談窓口」を定期的に開設して、早期就職を支援しています。この度、5月11日(金)より、県内6か所に相談窓口を開設します。(無料)
※窓口の設置場所、申込先の詳細は以下URLをご参照ください。

- ・相談時間: 13:00~、14:00~、15:00~の各50分間
(1日当たり3名定員)
- ・対象: 45歳未満の若年者(大学、短大等の学生を含む。)及びその家族
- ・申込期限: 希望相談日の原則1週間前

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/j-2018-annai-soudan.html>

◎就業促進課 若年者雇用対策グループ

電話 052-954-6366

☆☆施策☆☆

☆2 平成30年1-3月期中小企業景況調査結果

今期は、業況判断及び売上の各D.I.で前期実績を上回り、採算D.I.で前期実績を下回りました。来期は、業況判断及び採算の各D.I.で今期実績を上回り、売上D.I.で今期実績を下回る見通しです。(全産業平均)

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sanro-seisaku/keikyo300103.html>

◎産業労働政策課 広報・企画調整グループ
電話 052-954-6330

☆3 平成29年（1～12月）工場立地動向調査

愛知県内の平成29年（1～12月）の工場立地は、件数46件、面積46.7ヘクタールでした。件数では全国第5位（前年同期第2位）、面積では全国第12位（前年同期第5位）となりました。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/29ricchidoko.html>

◎産業立地通商課 立地指導・調整グループ
電話 052-954-6342

☆4 県内大学・短大生の就職内定率(2月末)は、対前年比1.1ポイント上昇の92.1%

県では、平成6年度より県内大学・短大の学生の就職状況を調査しています。この度、平成30年3月卒業予定者の平成30年2月末現在の就職内定状況を取りまとめましたのでお知らせします。

- ・大学・短大計の就職内定率 92.1%（対前年比1.1ポイント増）
- ・大学卒業予定者の就職内定率 92.1%（対前年比1.1ポイント増）
- ・短大卒業予定者の就職内定率 92.9%（対前年比1.0ポイント増）

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/j-2017-naiteiritsu201802.html>

◎就業促進課 若年者雇用対策グループ
電話 052-954-6366

☆☆お知らせ☆☆

☆5 対応は大丈夫ですか？「無期転換ルール」
～今月より無期転換申込権の発生が本格化～

今月から、「無期転換ルール」における、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）への転換申込が本格化します。事業主の皆様は、「無期転換ルール」の制度を再確認するとともに、対象労働者への周知や就業規則の整備等の対応状況をご確認いただき、適切な実施をお願いします。

<http://muki.mhlw.go.jp>

◎無期転換ルール特別相談窓口
電話 052-857-0312

☆6 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です

アルバイトを雇用している事業主の皆様は、以下の5点に特に注意していただき、アルバイトの労働条件の再確認をお願いします。

1. アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示をすること
2. 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを、適切に設定すること
3. アルバイトの労働時間を適正に把握すること
4. アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできず、一方的にその代金を賃金から控除することもできない
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めること（ただし、労働基準法に違反する減給制裁はできない）

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

◎労働条件相談ほっとライン
電話 0120-811-610

(あいち産業労働ニュース増刊号)

◆編集・発行

愛知県産業労働部 産業労働政策課 広報・企画調整グループ

TEL:052-954-6330

Email:sanronews@pref.aichi.lg.jp

◆メールマガジンの登録、変更、解除はこちらから

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sanro-seisaku/0000048086.html>
